

国民健康保険料の減額・軽減・減免について

○保険料の減額について（申請は不要です）

《減額の適用が受けられる場合》

前年の所得金額が一定基準（下表参照）以下の世帯は、均等割額と平等割額について、その所得金額に応じて7割・5割・2割の減額が受けられます。

この減額措置を受けるためには、所得の申告が必要になります。収入が少ないことまたは無収入であることが事実であっても、申告をしていない場合には減額の適用が受けられません。

所得の申告をせず一定期間経過してしまうと、保険料を減額できなくなります。

※所得の申告は、16ページ以降掲載の高額療養費の自己負担区分の判定にも影響します。

（申告先は北見税務署、市役所市民税課、総合支所総務課のいずれかとなります。）

下表は令和2年度に予定されている金額です。（令和2年1月31日現在）

| | |
|------|--|
| 7割減額 | 世帯主並びに世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額が 33万円以下 のとき、均等割額と平等割額の7割相当額を減額します。 |
| 5割減額 | 世帯主並びに世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額が 33万円 を超え、次の算式で求めた額以下のとき、均等割額と平等割額の5割相当額を減額します。 33万円 + [(被保険者数 + 特定同一世帯所属者) × 28万5千円] |
| 2割減額 | 7割・5割減額に該当しない世帯のうち、次の算式で求めた額以下のとき、均等割額と平等割額の2割相当額を減額します。 33万円 + [(被保険者数 + 特定同一世帯所属者) × 52万円] |

※**特定同一世帯所属者**とは

特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行したことにより国保を脱退し、引き続き同一の世帯に属する方をいいます。



所得申告を忘れずに!!

保険料は加入者の人数や前年の所得などに応じて計算されますので、所得申告がなければ正しい保険料の計算ができません。

また、所得の少ない世帯に対し、保険料を減額する制度や高額療養費の制度がありますが、所得の申告がない場合は、減額の適用や高額療養費の自己負担限度額が計算できませんのでご注意ください。

必ず期限内に所得申告をしましょう。

○非自発的失業者の保険料の軽減について

倒産や解雇、雇い止めなど会社都合による離職をされた方は、申請をいただくことにより保険料を軽減することができます。また、この軽減の適用を受けたことにより、高額療養費の自己負担限度額が変更となる場合があります。（詳細は20ページをご覧ください）

【軽減の内容】

前年所得のうち、軽減の対象となる方の給与所得のみを30/100とし、所得割を計算します。

【軽減の対象者】

- ・雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇等の事業主都合により離職した方）
雇用保険受給資格者証の離職理由コードが[11][12][21][22][31][32]の方
- ・雇用保険の特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職した方）
雇用保険受給資格者証の離職理由コードが[23][33][34]の方
※ただし、65歳以上の方や雇用保険適用外の方などは、軽減の対象となりません。

【軽減の対象期間】

- ・離職日の翌日の月から、その翌年度末までです。
※ただし、国民健康保険の資格を喪失するまでとなります。なお、就職後も引き続き国民健康保険に加入している場合は、対象期間終了まで軽減期間は継続します。

○保険料の減免について

北見市では条例により保険料の減免規定を設けています。

次の要件に該当する方のうち、保険料の徴収猶予や分割納付等を受けたとしても納付が困難である場合は、申請により減免（一部または全部）を受けられる場合があります。

1. 自然災害により家屋または事務所等が著しい損害を受けたとき
2. 事業の廃止、休止による当該年の所得が前年の所得より著しく減少したとき
3. 失業・転業により当該年の所得が前年の所得より著しく減少したとき
4. 事業による貸倒れ等で甚大な損害を受けたとき
5. 長期の疾病により生活が著しく困難と認められるとき
6. 譲渡所得等の一時的収入により保険料が高額となって賦課されたもので、その収入のほぼ全額が負債等の返済に充てられたとき
7. 納付義務者が生活保護法の適用を受けたとき

※各項目にはさらに条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

※減免の決定にあたっては、他の国保加入者の方々との均衡を失わないよう慎重に取り扱わなければならないとされておりますので、生活状況及び財産等の調査をさせていただくことになります。

○後期高齢者医療制度創設に伴う経過措置

後期高齢者医療制度が創設されたことによって、国保に加入する人の保険料が急に増えることがないように、下記の経過措置があります。

・所得が少ない方の保険料の減額について

国保から後期高齢者医療制度に移行した方がいる場合、その方の所得を含めて減額判定を行います。

保険料の減額を受けている世帯で、国保から後期高齢者医療制度に移行した方がいるとき、世帯構成や収入状況が変わらなければ、国保に残った方の保険料は、移行前と同様の減額を受けることができます。

・保険料の平等割の減額について（申請は不要です）

国保から後期高齢者医療制度に移行し、国保加入者が一人のみの世帯となる場合は、医療分保険料と支援分保険料の平等割額が、最初の5年間は半額となり、その後3年間は4分の1の額を減額します。

・被用者保険の被保険者であった方の減免制度について（申請が必要です）

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、65歳以上75歳未満の被扶養者（以下「旧被扶養者」という）が国保に加入した場合は、所得割が当分の間、免除となり、均等割と平等割が資格取得月から2年間に限り半額となります。ただし、均等割と平等割の減額については、7・5割減額に該当する世帯には適用されず、2割減額に該当する世帯は、さらに3割を減額し、合計することで5割とします。（P 8 参照）また、平等割が半額となるのは旧被扶養者のみが国保に加入している場合に限られます。